

ふくいビジネス商談会 2025 利用規約

福井商工会議所（以下、「主催者」という）が主催するふくいビジネス商談会2025（以下、「本商談会」という）について、下記の通り規約を定める。

第1条 規約の適用について

・本規約は、主催者及び共催者（北陸三県の商工会議所・商工会）が提供する本商談会に対して適用される。

第2条 参加資格について

・参加資格は（１）福井商工会議所及び北陸三県の商工会議所、商工会の会員企業、
（２）特別参加の商工会議所（東京・さいたま・越谷・高崎・大阪・東大阪・京都・神戸・大津・名古屋・四日市・各務原・恵那・高山・松本・長野・上田・上越・長岡）の会員企業に限る。

・本商談会にエントリー（参加登録）した事業者（以下、「エントリー企業」という）が主催者の指示に従わない場合、他のエントリー企業からのクレームが生じた場合等、主催者が問題があると判断した場合、主催者は当該エントリー企業の本商談会参加資格をなく奪し、今後、主催者及び共催者、特別参加の商工会議所が開催する同種の企画の参加を禁止するなど、適切な措置を執ることができる。

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員、その他の反社会勢力に該当する者は本商談会にエントリー（参加登録）することができない。

第3条 エントリー（参加登録）について

・エントリーは、1社あたり1エントリーとする。

・エントリーシートに入力（記入）した情報は、エントリー企業相互にのみ開示します。但し、開示する情報は会社名、会社概要、住所、ホームページアドレス、業種、商談目的等の基本情報のみとします。なお、担当者名、電話番号、メールアドレス等の詳細な情報はマッチング後に相手方にのみ公開されます。

・エントリーシートに記載された情報は主催者である福井商工会議所が実施する商談会ならびに共催者・特別参加の商工会議所が実施する商談会に利用する場合があります。エントリー企業の了解を得ることなく他の目的に利用することはありません。

第4条 商談の調整について

- ・主催者はエントリー企業間の商談の斡旋等は一切行わず、エントリー企業は自己の責任において、主催者が別途定める期間中に、他のエントリー企業に対する商談の申し込み及び他のエントリー企業からの商談受け入れの可否の決定を行うものとする。
- ・商談の申し込みは、エントリー企業1社あたり最大10社までとする。但し、他のエントリー企業から商談の申し込み（引き合い）を受けた場合は、上記の10社枠に含みません。

第5条 商談について

- ・商談は主催者が形式毎に定めた期間内に行うものとする。
- ・商談形式を問わず商談がマッチングした場合、主催者が商談日時を決定する。
- ・本商談会および個別の商談に起因する当事者間の紛争については、主催者及び共催者、特別参加の商工会議所は一切の責任を負わない。

第6条 免責事項について

- ・本事業の参加に起因して、参加企業と他の参加企業又は第三者との間で紛争が発生した場合には、当該参加企業が責任と費用をもって解決するものとし、主催者及び共催者、特別参加の商工会議所・商工会はいかなる責任も負わない。
- ・主催者及び共催者、特別参加の商工会議所・商工会は、エントリー企業が本事業を通じて得る情報などについて、その完全性、正確性、確実性、有用性など、いかなる保証も行わない。
- ・主催者及び共催者、特別参加の商工会議所・商工会は、エントリー企業や同企業に所属する個人又は第三者の管理不十分によるID・パスワードの漏洩、不正使用などから生じた損害について、一切の責任を負わない。
- ・主催者及び共催者、特別参加の商工会議所・商工会は、緊急事態等不測の事態が生じ、本事業が行えなくなった場合、その一切の責任を負わない。

第7条 損害賠償の請求について

- ・エントリー企業又は第三者が本規約に反した行為又は不正若しくは違法に本事業を利用することにより、主催者に損害を与えた場合、主催者は該当企業又は個人に対して、相応の損害賠償の請求（弁護士費用を含む）を行うことができる。

第8条 アンケート調査について

- ・エントリー企業は、主催者が実施するアンケート調査（商談後に実施予定）に協力する。

附則本規約は、令和7年7月25日から施行する。